平成２８年（フ）第８９４号
さいたま市北区本郷町527番地１　レーベンハイム大宮宮原202号
債務者　成田　雅章
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９０１号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目604番地１　オーロラＫ201号
債務者　山川　文子
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９０３号
埼玉県桶川市泉１丁目11番９号　ジュネス弐番館102号、旧住所埼玉県鴻巣市鴻巣1285番地３
債務者　萩原　大輔
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９１７号
さいたま市中央区本町東３丁目３番18号　エスポワール岩崎209号
債務者　石井　　龍
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９５２号
さいたま市緑区太田窪１丁目30番12号　フェリーチェフローラ103
債務者　相川　　超
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０２６号
さいたま市桜区栄和６丁目16番９号　シルフィード栄和205号室、旧住所埼玉県新座市野火止１丁目２番13号　池田ハイム206号室
債務者　木戸口愛子
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９３６号
埼玉県川口市差間３丁目32番10号　ウェルハウス差間
債務者　佐藤志津夫
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０６０号
埼玉県新座市野火止７丁目４番８号　パークハイツシブヤ１Ａ号室
債務者　山本　善行
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０６６号
埼玉県鴻巣市小松１丁目４番３号
債務者　原田　昭一
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１８２号
埼玉県春日部市粕壁6034番地４
債務者　小菅　賢司
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３３３号
大阪府泉大津市曽根町３丁目９番48―206号
債務者　塩本佳代子
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３４５号
大阪府泉大津市下条町17番30―103号
債務者　馬淵　直子
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３５３号
大阪府和泉市池上町２丁目10番16―302号
債務者　葉利　敏夫
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３６１号
大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地67棟105号
債務者　阿部　公晃
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３６４号
大阪府和泉市光明台３丁目１番15―402号
債務者　藤林さおり（旧姓眞屋・田中）
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３７１号
大阪府和泉市伏屋町１丁目５番19―202号
債務者　島内　　崇
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３７６号
大阪府貝塚市石才564番地１、前住所大阪府貝塚市石才566番地１コスモスヴィラ西村101号
債務者　西村　謙次
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係